

平成21年7月

日本学術振興会研究者海外派遣基金

優秀若手研究者海外派遣事業(特別研究員)

平成21年度募集要項(第1回・第2回)

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会(Japan Society for the Promotion of Science:JSPS)は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度の一般会計補正予算により交付される補助金により平成26年3月31日までの間に限り、研究者海外派遣基金(以下、「基金」という。)を設置することとしました。

基金では、我が国の優秀な若手研究者が、自らの研究生活に不可欠なステップとしての国際経験を積むために、海外の優れた大学等研究機関において研究を行い、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供することで、創造性豊かで国際的にリーダーシップを発揮できる広い視野と柔軟な発想を持った若手研究者の育成を図るため、「優秀若手研究者海外派遣事業」を平成25年度まで実施します。

本事業の実施にあたり、日本学術振興会特別研究員に採用中の者を対象とし、平成21年度の募集として第1回(平成21年11月1日から平成22年3月31日までの間に日本を出発する者)、第2回(平成22年1月1日から平成22年6月30日までの間に日本を出発する者)の助成対象者を募集します。

2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

3. 申請資格

身 分	日本学術振興会特別研究員—SPD, PD, DC, RPD
その他	外国人が申請する場合は、我が国に永住を許可されている者に限ります。

4. 派遣予定数

約300～550名(平成21年度派遣者)

5. 派遣期間

90日以上、原則12か月以下

12か月を超える申請については、出発の日から最長で18か月まで助成することが可能です。

派遣による助成期間は特別研究員の採用期間に限りません。

第1回：平成21年11月 1日から平成22年 3月31日までの間に日本を出発する者

第2回：平成22年 1月 1日から平成22年 6月30日までの間に日本を出発する者

## 6. 本会助成経費

- (1) 往復航空賃
- (2) 滞在費（月額約16万円）なお、本事業での派遣期間中も、研究奨励金を支給します。  
他の助成等から旅費の助成がある場合、本事業の助成と重複しない範囲で合算使用を認めます。

## 7. 派遣先機関

海外の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関、国公立試験研究機関等が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

## 8. 申請手続

### (1) 提出書類

- ① 申請書……………正本1部（A4版両面コピー）
- ② 海外における受入研究者との連絡状況を示す主要な往復文書（英語以外の言語によるものには、日本語訳も添付してください）……………写し1部（A4版）
- ③ 外国人登録済証明書（外国人のみ）……………正本1部

### (2) 申請書類の提出方法

特別研究員の受入研究機関が取りまとめて提出してください。

#### (ア) 申請者が提出する書類

申請者は下記の書類を所属機関にまとめて提出してください。

正本：提出書類①～③（③は該当者のみ）を番号順に重ねて左上をホチキスどめしたもの（1部）

#### (イ) 申請者の受入研究機関の事務局が本会に提出する書類

優秀若手研究者派遣申請件数一覧（様式A）……………正本1部（A4版）

優秀若手研究者派遣申請者リスト（様式B）……………正本1部（A4版）

申請者から提出された書類（上記（ア）参照）

### (3) 本会の受付期間

第1回：平成21年 8月24日（月）～平成21年 8月28日（金）（必着）

第2回：平成21年10月13日（火）～平成21年10月16日（金）（必着）

[注]上記の受付期間は受入研究機関から本会に申請書類が提出される期限であり、申請者が受入研究機関に申請書類を提出する期限については、それより前であることが想定されるので、注意してください。

## 9. 審査方針

主要な審査方針は、以下のとおりです。

- (1) 派遣先における研究計画が、特別研究員の研究課題に合致していること。
- (2) 海外における受入研究者が受け入れを承諾しており、かつ、国内の受入研究者が派遣を承諾していること。

## 10. 審査結果の通知

書類審査により派遣を決定します。

- (1) 審査の結果は申請受付の約一ヶ月後に本人に通知します（第1回：9月頃、第2回：11月頃）。
- (2) 受入研究機関の長にもその結果を通知します。
- (3) 選考結果に関する個別の問い合わせには応じません。

## 11. 派遣内定後の書類提出

派遣内定を通知された者は、派遣開始日の属する月の前々月末日までに必要書類を提出して下さい。

なお、本派遣事業の支援で渡航する者は、特別研究員の海外渡航届の提出は必要ありません。

## 12. 本事業派遣者の遵守事項等

- (1) 研究計画に基づいて研究に専念しなければなりません。なお、研究計画、派遣先機関、受入研究者、派遣期間について、研究遂行上の理由により変更する必要がある場合、その理由を示して本会の承認を求めなければなりません。なお、大幅な変更により、研究課題の遂行が困難と本会が判断した場合は、本事業の助成経費の全額の返還を求めます。
- (2) 派遣期間中に、特別研究員の遵守事項に反した場合、本事業の助成経費の全額の返還を求めます。
- (3) 派遣期間終了後1か月以内に海外派遣研究報告書を提出しなければなりません。
- (4) 申請書記載の派遣期間より延長して滞在することは、研究遂行上やむを得ない場合可能ですが、延長した日数の滞在費の支給はできませんので十分注意してください。
- (5) 特別研究員の遵守事項を順守しなければなりません。
- (6) 一時帰国は、原則できません。
- (7) 不正受給を行ってはなりません。
- (8) 出入国を確認するために、派遣期間を終了した際に、パスポート等の提出を求めることがあります。

## 13. その他

- (1) 申請および申請書類について
  - ① 申請は1人1件とします。申請書類は、本会所定の様式を使用してください。
  - ② 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
  - ③ 提出された申請書類は、返却しません。
  - ④ 本事業で派遣されない限り、再申請する事を妨げません。
- (2) 派遣資格について  
特別研究員を辞退または採用取り消しとなった場合には、その時点で派遣の支援を終了します。
- (3) ビザ等について
  - ① 派遣国に滞在するためのビザに関することは、本会は一切関わらないので留意してください。また、ビザによって発生する問題（派遣が困難になる等）についても本会では対応できません。申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。
  - ② 派遣者の派遣先機関と本会は調整等一切行いません。
  - ③ 本会は、派遣期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。
- (4) 個人情報の取り扱い  
申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

及び本会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会研究者養成事業の業務遂行のために利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)します。

本事業で派遣された場合、氏名、申請時における所属・職、申請領域・分科・細目、研究課題名、派遣国名、受入研究機関名及び研究報告書が公表される予定です。

(5) 募集要項・申請書および関連情報について

本会「優秀若手研究者海外派遣事業」のホームページ(<http://www.jsps.go.jp/j-wakatekojin/>)「募集要項」からも閲覧、ダウンロードできます。

#### 14. 申請書類提出先・連絡先

<募集要項に記載がないことで不明なことは必ず問い合わせてください。>

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課「優秀若手研究者海外派遣事業(特別研究員)」担当

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地(住友一番町F Sビル7階)

電話 (03) 3263-4998(ダイヤルイン) F A X (03) 3222-1986

<http://www.jsps.go.jp/j-wakatekojin/>

#### 15. 今後の募集予定について(変更される場合があります。)

##### 平成22年度以降の公募は実施しないことになりました。

~~募集要項を年1回公表し、平成25年度まで、年4回、同時期に受け付けを行う予定です。~~

回数	受付期間	派遣開始日
平成22年度第1回	平成21年12月頃	平成22年4月1日から平成22年9月30日
〃 第2回	平成22年3月頃	平成22年7月1日から平成22年12月31日
<del>〃 第3回</del>	<del>平成22年6月頃</del>	<del>平成22年10月1日から平成23年3月31日</del>
<del>〃 第4回</del>	<del>平成22年9月頃</del>	<del>平成23年1月1日から平成23年6月30日</del>